

# 鎌倉市緑の基本計画

グリーン・マネジメントの実践



平成 23 年 (2011 年) 9 月

鎌 倉 市

## 平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

### 前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

## 市の木市の花

制定 昭和 50 年 10 月 25 日

### ○市の木 ヤマザクラ(オオシマザクラを含む＝バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

### ○市の花 リンドウ(リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

表紙「タンポポとクローバー」

## はじめに

---

鎌倉市の緑は、我が国の代表的な観光都市である本市の都市環境とともに、市民生活の質の高さを支えています。また、平成 22 年には、APEC(アジア太平洋経済協力)JAPAN2010 の開催にあわせて、アメリカ合衆国大統領や各国エコノミー首脳の配偶者が訪れるなど、世界的な知名度を持つ本市において、緑が広域的にも重要な役割を担っています。

本市は、平成 8 年(1996 年)に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。その後、平成 13 年に一部改訂、平成 18 年には全面改訂を行う中で、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とした基本理念や緑の将来都市像などの計画の基本的方針を一貫して継承してきました。

これまで、緑が本市を特徴づける最も重要な資源であり、広域的にも重要な役割を担うものであるとの認識のもと、「緑地の保全」「都市公園の整備」「緑の創造」に取り組むとともに、市民と連携した緑の環境づくりを進め、全国的にも先進性・専門性が高い計画として評価されています。これらの取り組みと実績は、計画の施策展開の柱である「グリーン・マネジメント」の考え方にに基づき、計画の進行管理を担う「鎌倉市のみどり」<sup>※1</sup>として継続的に公表し、計画の進捗に応じた目標の更新、施策の内容や方針の調整を行い、さらなる計画の実現性向上に結びつけてきました。

現在、本市は「緑の量」を確保しようとする時代から、「緑の質」を充実させようとする時代の転換期にあり、今後は、生物多様性保全や低炭素都市づくりの考え方にも沿って、市民をはじめとした多様な主体との連携の充実を図ることにより、緑の質の充実に努めていくことが強く求められています。

このたび、緑の基本計画見直しにあたり、この計画がこれまでも市民に支持されてきたことを確認するとともに、計画の進捗状況や社会動向等を勘案し、緑政上の諸課題の解決とより一層の計画の充実を求める市民の期待に応えるために、計画内容の充実を図り、従前の緑の基本計画の改訂版としてまとめました。

折しも、本年 3 月の東日本大震災では、広い地域で多くの都市が、大きな被害を受けました。被災された地域の日も早い復興を願うとともに、こうした状況の中でも郷土の美しい緑のありようが人々の心の支えになり、復興に向けた多くの連携に寄与していくものと思います。

鎌倉市はこれからも、計画の実現、さらには緑の将来都市像実現に向けて、市民をはじめとした多様な主体との連携のもと、豊かな都市環境の創造に努めていきます。

平成 23 年 9 月  
鎌 倉 市

---

<sup>※1</sup> 「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」は、緑の基本計画に基づく施策推進の実績をまとめ、毎年緑政審議会に報告した上で公表しているものです。

はじめに

序章

(1) 緑の基本計画の特徴 -----2  
(2) 緑の基本計画改訂の趣旨 -----2  
(3) 緑の基本計画の位置づけ -----5  
(4) 計画期間 -----6  
(5) 計画のフレーム -----6  
(6) 計画の構成 -----7



カラスウリの実

第I編 鎌倉市がめざす緑

(古都である鎌倉市がめざす緑の将来都市像)

第1章 都市特性と緑の現況・特徴

1. 都市特性 -----12  
(1) 鎌倉市の概況 -----12  
(2) 都市特性 -----14  
(3) 緑から見た都市の変遷 -----15  
2. 緑の現況・特徴 -----24  
(1) 緑の現況 -----24  
(2) 緑の特徴 -----31

第2章 鎌倉市がめざす緑

1. 鎌倉市がめざす緑の考え方の構成 -----35  
2. 計画の基本理念 -----36  
3. 鎌倉市がめざす緑の考え方 -----37  
(1) 緑の機能 -----37  
(2) 鎌倉市がめざす緑の考え方 -----40  
4. 機能別の緑の配置とネットワーク -----44  
(1) 歴史文化を守る緑 -----44  
(2) 生き物を育む緑 -----48  
(3) 暮らしを支え豊かにする緑 -----52  
(4) 交流とふれあいを広げる緑 -----56  
(5) 美しい景観をつくる緑 -----60  
(6) 環境負荷を和らげる緑 -----64  
(7) 安全を高める緑 -----68  
5. 緑地の保全評価 -----72  
6. 緑の将来都市像と緑の配置の方針 -----74  
(1) 緑の将来都市像 -----74  
(2) 緑の配置の方針 -----78

## 第Ⅱ編 緑の将来都市像実現のための施策

(古都である鎌倉市の豊かな緑を守る施策)

### 第1章 計画実現をめざして

1. 施策展開の構成 -----88
2. 緑の将来都市像の実現に向けた取り組み --89
3. 実現のための施策方針図 -----96

### 第2章 計画の実現性を向上させるための取り組み

1. グリーン・マネジメントの更なる実践 ---98
  - (1) グリーン・マネジメントの  
基本的考え方 -----98
  - (2) グリーン・マネジメントの更なる実践 --98
2. リーディング・プロジェクト -----101
  - (1) 緑地の確保 -----102
  - (2) 緑の質の充実 -----104
  - (3) 緑のネットワークの形成 - -----106
3. 緑の確保目標水準 -----108

### 第3章 計画推進のための施策と制度・事業

1. 施策の体系 -----109
2. 施策推進のための制度・事業 -----110
3. 制度・事業の内容と方針 -----112
  - (1) 緑地保全に係る法制度 -----112
  - (2) 歴史的風致の維持向上に関する制度 --117
  - (3) 法制度に基づく契約・協定等 -----118
  - (4) 市独自の緑地保全等に係る制度等 ----119
  - (5) 緑地保全財源の確保等 -----121
  - (6) 緑地の質の充実 -----121
  - (7) 都市公園等としての保全・整備等 ----123
  - (8) その他のオープンスペースの確保 ----126
  - (9) 緑の創出に係る法制度 -----127
  - (10) 公共施設の緑化 -----129
  - (11) 市民が主体となる緑化への支援 ----130
  - (12) 緑化推進団体等の育成と連携 -----131
  - (13) 古都鎌倉の緑の知識の普及 -----133
  - (14) 緑に対する意識の高揚 -----134
4. 緑地指定等の目標のまとめ -----136
  - (1) 地域制緑地等の指定目標 -----136
  - (2) 施設緑地の整備目標 -----137
5. 緑の基本計画がめざす  
緑地指定等の方針図 -----138

### 第4章 特定地区の保全・整備・緑化の方針等

1. 都市計画等により定める区域 -----140
  - (1) 地域制緑地等 -----140
  - (2) 主な都市計画公園・都市公園 -----155
2. 緑の基本計画で設定する区域 -----162

### 第5章 地域別の方針

1. 流域を踏まえた地域概念 -----167
2. 地域別の方針 -----168
  - (1) 滑川流域 -----168
  - (2) 極楽寺川流域 -----172
  - (3) 神戸川流域 -----176
  - (4) 柏尾川左岸下流域 -----180
  - (5) 柏尾川左岸上流域 -----184
  - (6) 柏尾川右岸流域 -----188

### 資料編

1. 緑の現況に関する基礎資料 -----194
  - (1) 都市公園等施設緑地に関する資料 ----194
  - (2) 公園愛護会・街路樹愛護会一覧 -----206
  - (3) 緑の資源に関する資料 -----209
  - (4) まちづくり構想・計画に関する資料 --214
  - (5) その他、緑地に関する資料 -----217
2. 緑の基本計画の策定等に関する資料 ----219
  - (1) 鎌倉市緑の基本計画の経過概要 -----219
  - (2) 改訂(平成23年)の主な内容 -----222
  - (3) 主な条例・要綱等 -----224
  - (4) その他 -----230
3. 鎌倉市緑政審議会に関する資料 -----236
  - (1) 緑政審議会規則 -----236
  - (2) 主な審議項目等 -----236
  - (3) 鎌倉市緑政審議会委員 -----242
4. 用語の説明 -----243

# 図表リスト

## 序章

図序.1 緑の基本計画策定・改訂の経過	-----3
図序.2 緑の基本計画の位置づけ	-----5
表序.1 計画フレーム	-----6

## 第I編 鎌倉市がめざす緑

### 第1章 都市特性と緑の現況・特徴

図I.1.1 鎌倉市の人口・世帯数の推移	-----12
表I.1.1 鎌倉市の土地利用	-----12
図I.1.2 交通体系・都市計画・まちづくり	--13
図I.1.3 広域的な緑のネットワーク上 重要な位置にある鎌倉市	14
図I.1.4 鎌倉市の地形・水系	-----14
図I.1.5 鎌倉市の樹林地・面積等の推移	---22
図I.1.6 緑地指定等(緑地保全に 係る法制度適用)の推移	-----23
図I.1.7 土地利用現況図	-----24
図I.1.8 緑の面積の構成比較	-----24
図I.1.9 緑の面積の推移	-----25
図I.1.10 都市公園整備面積の推移	-----26
図I.1.11 市民1人当たり 都市公園整備量の推移	-----26
表I.1.2 施設緑地の整備状況	-----26
図I.1.12 市民の緑に対する意識	-----29
図I.1.13 市民の公園等に対する意識	-----29
表I.1.3 鎌倉市の緑化推進団体	-----30
図I.1.14 鎌倉市植生図	-----32
図I.1.15 谷戸の緑(扇ガ谷地区 の緑のイメージ)	-----33
図I.1.16 谷戸野緑(今泉地区のイメージ)	--34

### 第2章 鎌倉市がめざす緑

図I.2.1 鎌倉市の流域と水系の構成	-----40
図I.2.2 鎌倉市がめざす緑の考え方	-----41
図I.2.3 鎌倉市の緑の ネットワークのイメージ	-----42
図I.2.4 主な歴史文化資源の分布	-----45
図I.2.5 歴史文化を守る緑の ネットワーク	-----47
図I.2.6 鎌倉の自然と生物の生息環境	----49
図I.2.7 生き物を育む緑のネットワーク	---51
図I.2.8 鎌倉市の自然を代表する 谷戸の生物と生息環境	---51

図I.2.9 暮らしを支え 豊かにする緑のネットワーク	--55
表I.2.1 近年の主な観光地の来訪者数	----56
図I.2.10 自然・歴史文化とのふれあいの場 としての資源を有する緑地	----57
図I.2.11 交流とふれあいを広げる 緑のネットワーク	-----59
図I.2.12 主な景観資源の分布	-----61
図I.2.13 美しい景観をつくる 緑のネットワーク	-----63
図I.2.14 温室効果ガス排出量の推移	-----64
図I.2.15 鎌倉市域の緑被分布図	-----64
図I.2.16 鎌倉市域の地表面温度図	-----65
図I.2.17 温室効果ガスの削減目標	-----66
図I.2.18 環境負荷を和らげる 緑のネットワーク	-----67
図I.2.19 災害時の避難場所等	-----69
図I.2.20 鎌倉市防災マップ	-----70
図I.2.21 安全を高めるネットワーク	-----71
図I.2.22 緑地の保全評価	-----73
図I.2.23 緑の将来都市像	-----76
図I.2.24 緑地保全の方針	-----79
図I.2.25 都市公園等整備の方針	-----81
図I.2.26 緑化推進の方針	-----83
図I.2.27 連携推進の方針	-----85

## 第II編 緑の基本計画実現のための施策展開

### 第1章 計画実現をめざして

図II.1.1 実現のための施策方針図	-----96
---------------------	---------

### 第2章 計画の実現性を向上させるための取り組み

図II.2.1 グリーン・マネジメントの実践	--99
図II.2.2 緑地の確保に向けた 施策の推進	----103
図II.2.3 緑の質の充実に向けた 施策の推進	----105
図II.2.4 緑のネットワーク形成 に向けた施策の推進	-----107
表II.2.1 緑の確保目標水準	-----108
表II.2.2 施設緑地の整備目標水準	-----108

### 第3章 計画推進のための施策と制度・事業

表Ⅱ.3.1	地域制緑地等の指定目標	-----	136
表Ⅱ.3.2	施設緑地の整備目標	-----	137
図Ⅱ.3.1	緑の基本計画がめざす 緑地指定等の方針図	---	138

### 第4章 特定地区の保全・制度・緑化の方針等

表Ⅱ.4.1	歴史的風土保存区域・歴史的風土 特別保存地区の指定状況	-----	140
表Ⅱ.4.2	歴史的風土保存区域・歴史的風土 特別保存地区の指定経過	-----	141
図Ⅱ.4.1	歴史的風土保存区域・歴史的風土 特別保存地区の指定状況と指定候 補地	-----	142
表Ⅱ.4.3	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別 保全地区の指定の方針と面積	---	143
図Ⅱ.4.2	円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・ 特別保全地区候補地位置図	---	143
図Ⅱ.4.3	特別緑地保全地区の指定状況等	--	145
図Ⅱ.4.4	特別緑地保全地区(既指定地・ 候補地)の概ねの位置	---	151
表Ⅱ.4.4	風致地区指定地面積及び 指定候補地の面積	-----	153
図Ⅱ.4.5	風致地区の指定地面積と 指定候補地	-----	153
図Ⅱ.4.6	緑化地域指定候補地	-----	154
図Ⅱ.4.7	主な都市計画公園・都市公園 ・都市公園候補地の位置	----	155
図Ⅱ.4.8	保全配慮地区の位置	-----	163
表Ⅱ.4.5	緑化重点地区の位置・ 名称・面積	-----	164
図Ⅱ.4.9	鎌倉駅周辺緑化重点地区	-----	164
図Ⅱ.4.10	深沢地域国鉄跡地周辺 緑化重点地区	-----	165
図Ⅱ.4.11	大船駅周辺緑化重点地区	-----	166

### 第5章 地域別の方針

図Ⅱ.5.1	流域を踏まえた地域区分図	----	167
図Ⅱ.5.2	滑川流域図	-----	168
図Ⅱ.5.3	緑の現況図(滑川流域)	-----	168
図Ⅱ.5.4	緑の配置方針図	-----	170
図Ⅱ.5.5	緑の保全等の方針	-----	171
図Ⅱ.5.6	極楽寺川流域図	-----	172
図Ⅱ.5.7	緑の現況図(極楽寺川流域)	----	172
図Ⅱ.5.8	緑の配置方針図	-----	174
図Ⅱ.5.9	緑の保全等の方針	-----	175
図Ⅱ.5.10	神戸川流域図	-----	176
図Ⅱ.5.11	緑の現況図(神戸川流域)	-----	176
図Ⅱ.5.12	緑の配置方針図	-----	178
図Ⅱ.5.13	緑の保全等の方針	-----	179
図Ⅱ.5.14	柏尾川左岸下流域図	-----	180
図Ⅱ.5.15	緑の現況図 (柏尾川左岸下流域)	-----	180
図Ⅱ.5.16	緑の配置方針図	-----	182
図Ⅱ.5.17	緑の保全等の方針	-----	183
図Ⅱ.5.18	柏尾川左岸上流域図	-----	184
図Ⅱ.5.19	緑の現況図 (柏尾川左岸上流域)	-----	184
図Ⅱ.5.20	緑の配置方針図	-----	186
図Ⅱ.5.21	緑の保全等の方針	-----	187
図Ⅱ.5.22	柏尾川右岸流域図	-----	188
図Ⅱ.5.23	緑の現況図 (柏尾川右岸流域)	-----	188
図Ⅱ.5.24	緑の配置方針図	-----	190
図Ⅱ.5.25	緑の保全等の方針	-----	191

### 資料編

図資.1	都市公園等施設緑地位置図	-----	205
図資.2	史跡指定地の概ねの位置図	-----	211
図資.3	歩行空間位置図	-----	212
図資.4	緑の資源の位置図	-----	213
図資.5	古都中心市街地まちづくり構想	--	214
図資.6	深沢地域の新しい まちづくり基本計画(抜粋)	--	215
図資.7	大船駅周辺地区 都市づくり基本計画(案)(抜粋)	--	216
図資.8	保存樹木等指定位置図	-----	217
図資.9	保安林及び急傾斜地崩壊危険 区域指定位置図	--	218

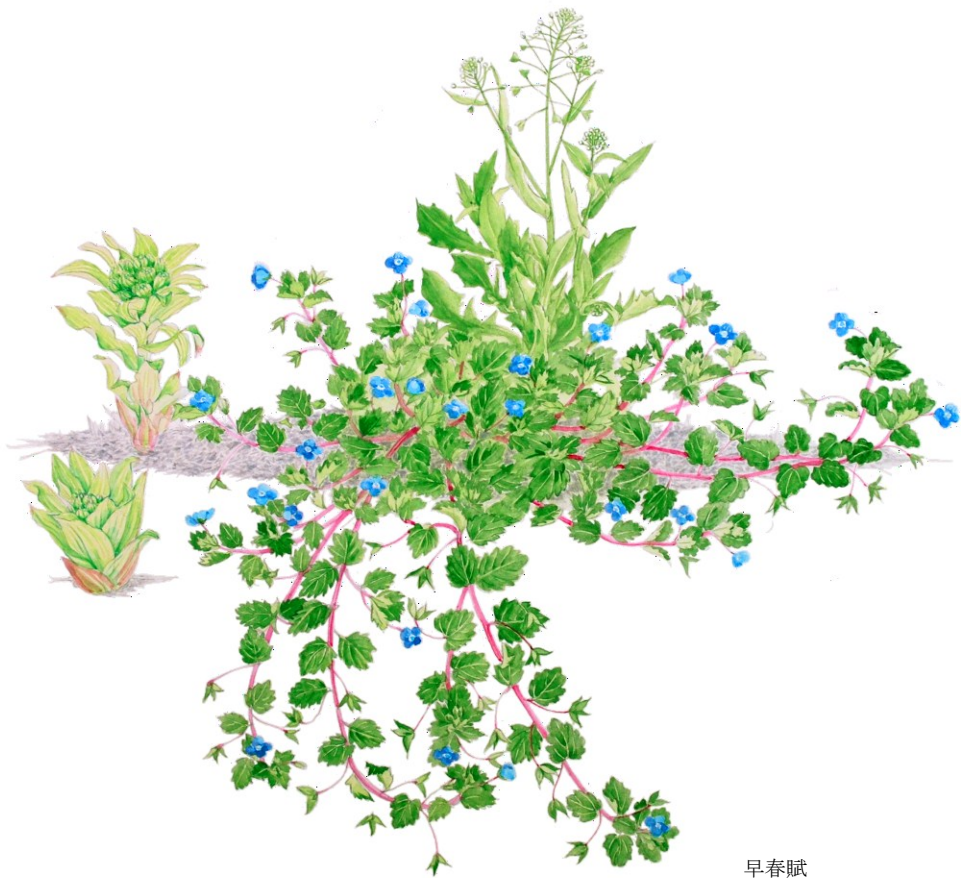




---

## 序章

- (1) 緑の基本計画の特徴
- (2) 緑の基本計画改訂の趣旨
- (3) 緑の基本計画の位置づけ
- (4) 計画期間
- (5) 計画のフレーム
- (6) 計画の構成



早春賦  
(オオイヌノフグリとナズナ)

## (1) 緑の基本計画の特徴

○「緑の基本計画」は、平成6年(1994年)6月の都市緑地保全法<sup>\*1</sup>の改正において導入された、市町村が中長期的な観点に立って策定する「都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画」です。

### ■緑の基本計画の特徴

- ・法律(都市緑地法)に基づいて策定する計画制度です。
- ・住民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・法律に基づく措置から、公民の連携・協働による事業、市民・企業の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- ・市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表が義務付けられています。
- ・計画内容は、上位計画である市町村の基本構想に即すことや、まちづくりに係る関連分野の計画との適合又は調和が求められます。
- ・緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

## (2) 緑の基本計画改訂の趣旨

### 1) 緑の基本計画改訂の趣旨

○鎌倉市では、平成6年(1994年)の都市緑地保全法の改正に基づく緑の基本計画制度の創設にあわせて、全国に先駆けて平成8年(1996年)4月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。

○平成13年(2001年)6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版として、「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績－」を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の5年に向けての課題を整理しました。

○平成18年(2006年)7月に、平成8年(1996年)の計画策定後の10年間の施策展開の状況や景観緑三法<sup>\*2</sup>の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本的方針を継承する中で計画を見直し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた改訂を行いました。

○平成8年(1996年)の計画策定から15年が経過し、この間の施策展開により当初の主要課題であった、広町、台峯、常盤山等の市街化区域内の大規模緑地を含む都市環境を支える重要な緑地の保全の方針を固め、緑の基本計画に基づく取り組みが着実に実績を積み重ねるとともに、市民の意識が身近な生活空間の緑の充実に注がれていることなどから、鎌倉市緑の基本計画は、新たな段階に進化していく時期を迎えています。

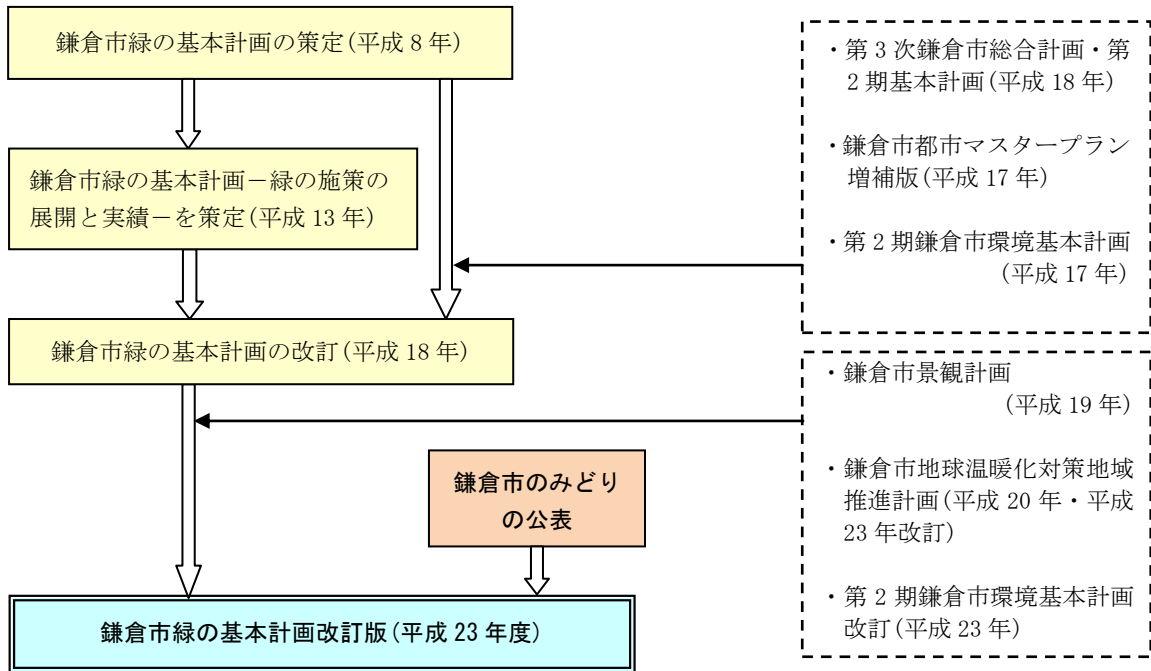
○社会動向として、近年は地球温暖化の防止に向けた低炭素都市づくりや生物多様性保全、都市の成熟化に対応した安全快適な生活空間の創造などが重要な課題となっており、鎌倉市においても緑地の保全・適正管理・緑化等の取り組みを通じて、これらの課題の解消に積極的に関わっていくことが求められています。

<sup>\*1</sup> 都市緑地保全法(昭和48年(1973年)9月1日法律第72号)は、平成16年(2004年)の改正により、名称が「都市緑地法」に変更されました。

<sup>\*2</sup> 景観緑三法とは、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」で、平成16年(2004年)12月7日に施行されました。

○このたび、定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画の充実を求める市民の期待に応えるため、当初計画で掲げた緑の基本計画の基本的方針を継承する中で、計画の見直しを行うものです。

■図序.1 緑の基本計画策定・改訂の経過



---

## 2) 社会動向

### ①国の主な動向

- 平成 20 年(2008 年)6 月に、生物多様性保全への対応として「生物多様性基本法」が制定されました。なお、これに先立ち、平成 19 年(2007 年)11 月に生物多様性保全と持続可能な利用に関する基本的考え方や国の施策を体系的に示した「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定され、また、平成 22 年(2010 年)3 月には、「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定されています。
- 平成 20 年(2008 年)11 月に、地域固有の良好な歴史的風致の維持・向上を目的とする「歴史まちづくり法<sup>※1</sup>」が制定されました。
- 平成 21 年(2009 年)3 月に、「暮らし・環境」分野の重点項目として、良好な景観・自然環境の形成等による生活空間改善、地球温暖化防止、循環型社会形成、ユニバーサル社会形成等を定めた「社会資本整備重点計画」が閣議決定され、そのうち都市公園事業分野での取り組みとして、緑の整備・保全・管理を通じた二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止への対応やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性保全などが示されています。
- 平成 22 年(2010 年)3 月に、地球温暖化防止への対応として「地球温暖化対策基本法」が閣議決定され、温室効果ガスの中長期目標が定められました。国土交通省は、この法律に沿って、平成 22 年(2010 年)8 月に低炭素都市づくりの基本的考え方や対策の効果分析方法等を示した、「みどり、エネルギー、交通・都市構造」の 3 つの分野を柱とする、「低炭素都市づくりガイドライン」を策定しました。
- 国土交通省は、平成 22 年(2010 年)12 月に「都市緑地法」の運用指針を改正しました。この改正では、「都市における緑地の保全及び緑化の推進の意義」と「地方公共団体の任務等」等の項が新設され、「緑地の有する環境保全機能の重要性が従来以上に認識されてきていることを踏まえて総合的・計画的に都市の緑地の保全及び緑化の推進が図られること」、「市町村は事業者・NPO・住民等と協力しつつ、様々な制度を活用して緑地の保全及び緑化に関する措置を総合的・計画的に講じていくこと」などが示されています。

### ②県の主な動向

- 平成 18 年(2006 年)3 月に、みどりの量的・質的な確保をめざして、全県的にみどり施策の推進を図るための総合計画である「神奈川みどり計画」(都道府県広域緑地計画)が策定されました。
- 平成 18 年(2006 年)3 月に、三浦半島らしいみどりと海を活かした地域づくりをビジョンとする「三浦半島公園圏構想」が策定されたほか、同時期に鎌倉市を含む相模湾沿岸地域の地域資源を活かした、海と文化を大切にすくらしの創造をビジョンとする「さがみ湾文化ネットワーク構想」が策定されました。
- 平成 19 年(2007 年)7 月に、神奈川をとりまく社会環境を踏まえ、概ね 20 年後の平成 37 年(2025 年)を展望し、基本目標として「神奈川力を高め、新たな時代を創造する」を基本理念に掲げ、神奈川の望ましい将来像や政策の基本方向などをまとめた、神奈川力構想が策定されました。
- 平成 21 年(2009 年)10 月に、地球温暖化防止への対応として、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」が制定されました。

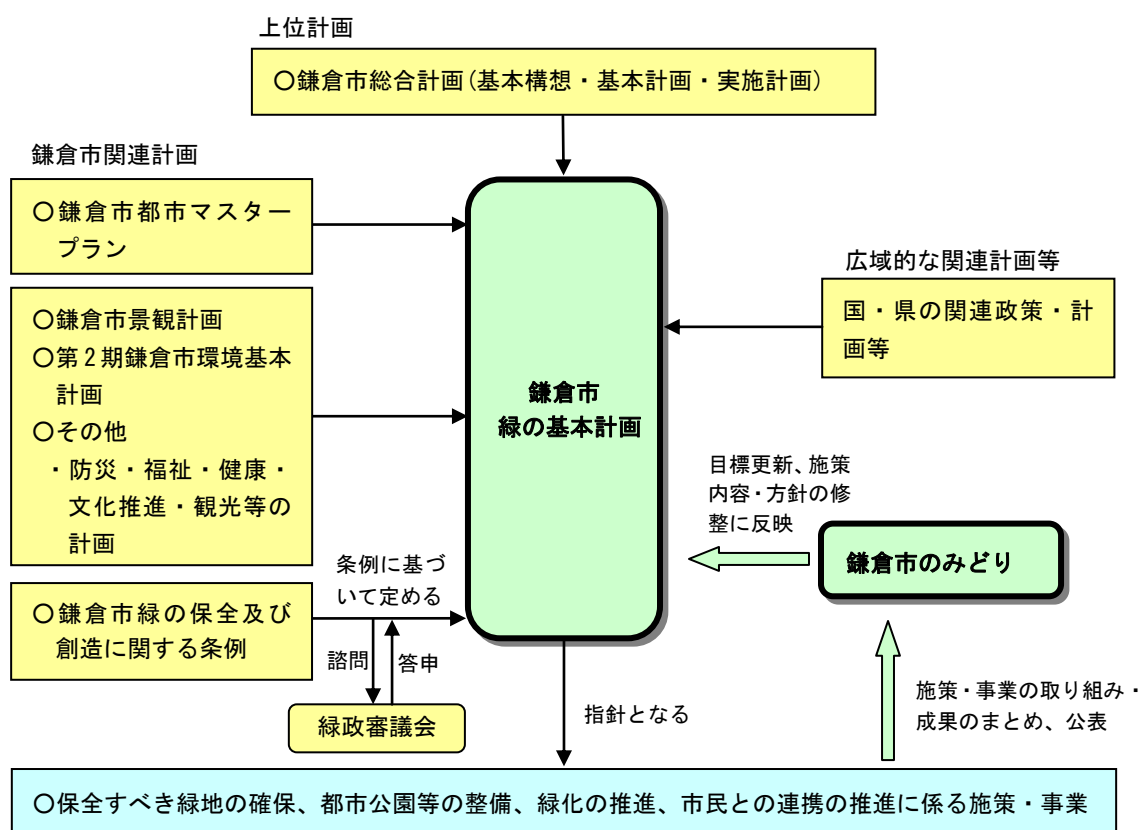
---

<sup>※1</sup> 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)

### (3) 緑の基本計画の位置づけ

- 緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。
- 鎌倉市は、緑の基本計画に基づく施策・事業の取り組み・成果のまとめとして、鎌倉市緑政審議会に報告した上で毎年公表している「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を緑の基本計画の進行管理書と位置づけ、計画推進に活用していきます。

■図序.2 緑の基本計画の位置づけ



## (4) 計画期間

- これまでの緑の基本計画に基づく緑地指定等の実績を踏まえ、本計画の計画期間を20年間とし、目標年次を平成42年(2030年)、中間年次を平成32年(2020年)とします。
- 今後、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、関係する行政計画の考え方や改訂に応じて、概ね5年毎に見直しを検討し、必要に応じて改訂等を行います。

■ 目標年次 平成42年  
(2030年)

■ 中間年次 平成32年  
(2020年)

## (5) 計画のフレーム

- 本計画は、鎌倉市の全域を対象区域とします。
- 計画の前提となる鎌倉市の目標年次の将来人口を17.1万人と想定します。
- 目標年次の市街地の規模については、現在と同程度と想定します。



■ 鎌倉広町緑地

緑の基本計画に基づく緑地指定等の進捗により、市街化区域内の大規模樹林地の保全に成果が得られています。

■ 表序.1 計画フレーム

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
鎌倉都市計画区域	鎌倉市の全域(約 3,953 ha)

年次	現況 平成22年(2010年)	中間年次 平成32年(2020年)	目標年次 平成42年(2030年)
----	--------------------	----------------------	----------------------

人口規模	17.4万人 <sup>※1</sup>	17.6万人 <sup>※2</sup>	17.1万人 <sup>※2</sup>
市街化区域	約2,569 ha	約2,572 ha	約2,572 ha
市域面積	約3,953 ha	約3,953 ha	約3,953 ha



■ 緑の質の充実に向けた取り組み

緑の基本計画のリーディング・プロジェクトとして「緑の質の充実」を掲げ、確保緑地の適正整備の取り組みを進めています。(常盤山特別緑地保全地区)



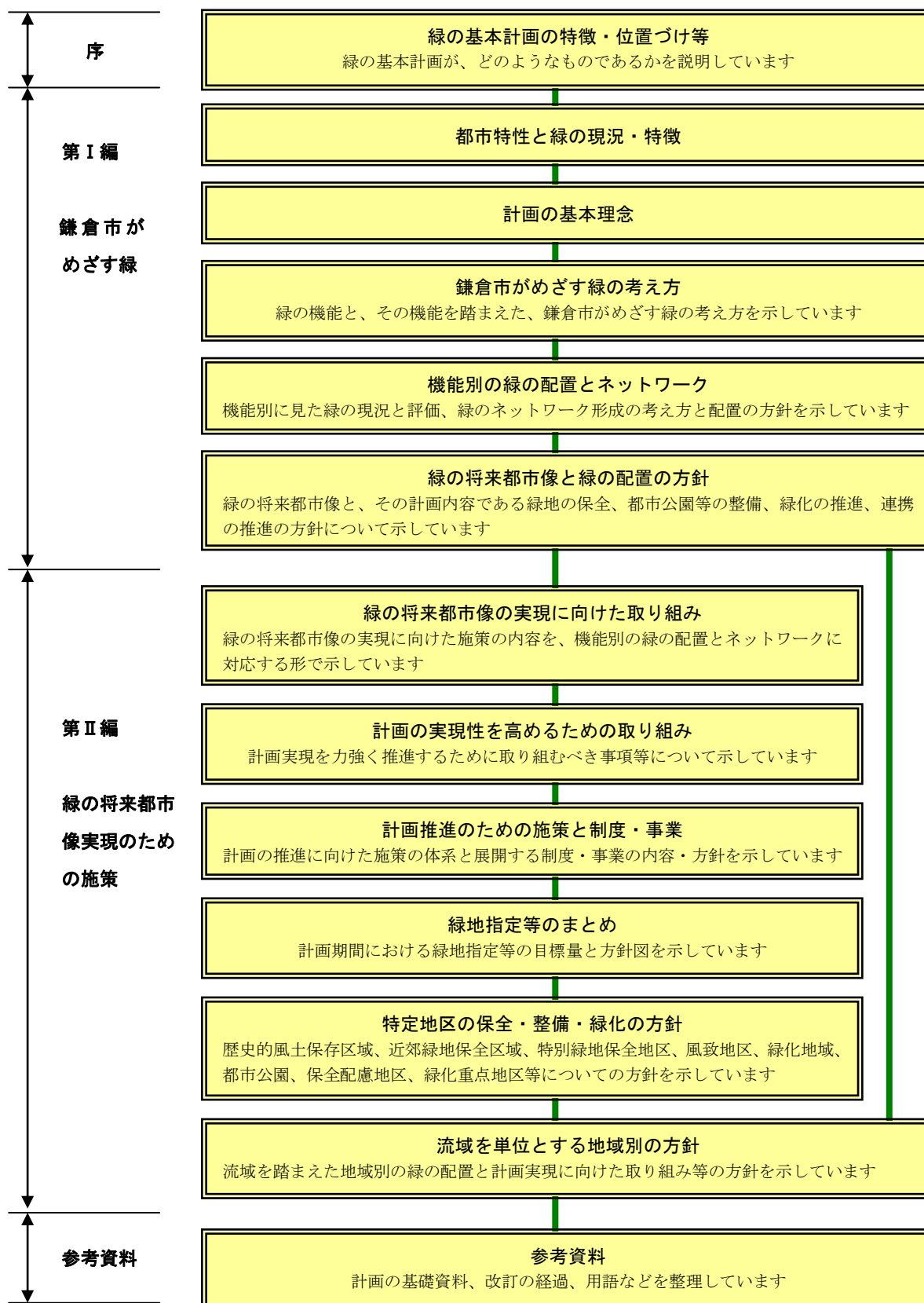
■ 緑の質の充実に向けた市民の活動

緑の基本計画のリーディング・プロジェクトとして「緑の質の充実」を掲げ、未来に誇れる価値ある緑の創造に取り組んできました。(緑のレンジャーによる緑地の管理)

※1 平成22年度末の人口です。

※2 平成22年度に実施した簡易人口推計(各年1月1日基準)の数値で、2005年から2010年の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。

## (6) 計画の構成



○鎌倉市緑の基本計画・改訂版の概要

